

高知県教育委員会 会議録

令和元年5月定例委員会

場所：教育委員室

(1) 開会及び閉会に関する事項

開会 令和元年5月24日(金) 13:30

閉会 令和元年5月24日(金) 14:25

(2) 教育委員会出席者及び欠席者の氏名

出席者	教育長	伊藤 博明
	教育委員	平田 健一
	教育委員	中橋 紅美
	教育委員	永野 隆史
	教育委員	森下 安子
欠席者	教育委員	木村 祐二

(3) 高知県教育委員会会議規則第8条、第9条の規定によって出席した者の氏名

高知県教育委員会事務局	教育次長(総括)	岡村 昭一
〃	教育次長	高岸 憲二
〃	教育次長	長岡 幹泰
〃	教育政策課長	酒井 啓至
〃	教職員・福利課長	国則 勝英
〃	幼保支援課長	戸田 京子
〃	小中学校課長	黒瀬 渡
〃	高等学校課長	竹崎 実
〃	高等学校振興課長	高野 和幸
〃	特別支援教育課長	平石 勝久
〃	生涯学習課長	三嵩 美香
〃	文化財課長	中平 貢正
〃	保健体育課長	前田 義朗
〃	人権教育課長	西内 清
〃	学校安全対策課課長補佐	篠崎 文恵
〃	教育政策課課長補佐	泉 千恵
〃	教育政策課教育企画担当チーフ	三谷 玲子 (会議録作成)
〃	教育政策課主任指導主事	小島 文晴 (会議録作成)

(4) 議事の概要及び教育長等の報告の要旨

【冒頭】

教育長 5月定例委員会を開催する。本日は、報告事項が4件である。
教育次長（総括） (提案説明)

【報告第1号 令和2年度高知県公立高等学校入学者選抜のための学力検査出題の方針 について (高等学校課)】

○高等学校課長 説明

○質疑

平田委員	別紙1の1ページのアンダーラインを引いているところを、方針として新たに追加するということか。
事務局	新たに追加している部分と変更部分にアンダーラインを引いている。新たに追加している部分は、上から3行目の「学習や実生活の場面において、」という文言と、先ほど説明した2ページの部分である。他の部分は少し文言整理して記載した。
平田委員	それなら分かった。国語は今までもこの通りだと思っていたが、これが新たな追加ということなら、少し違和感があると思った。
教育長	言い回しを少し修正したが、内容は同じということである。
永野委員	この内容で中学校にはおろしていくのか。教育委員会用にアンダーラインを引いているということによいか。
事務局	そうである。
永野委員	英語の「これ単」は必ず使うということか。
事務局	これまでも記載はしていた。これまでは下の方に個別に書いていたが、教科の中にまとめて記載した。

【報告第2号 知的障害特別支援学校の児童生徒数の増加への対応について

(特別支援教育課)】

○特別支援教育課長 説明

○質疑

教育長	このような現状や課題に対応していくということを踏まえて、教育委員のみなさんには、来週の山田特別支援学校への学校訪問にご参加いただければと思う。
森下委員	県中央部というのは、どのあたりまでの範囲になるのか。
事務局	特に高知市が中心となるが、山田特別支援学校の校区である香美市、香南市、南国市と隣接する地域も含めて中央部として検討を重ねていきたい。

【報告第3号 高知県文化財保存活用大綱の策定について

(文化財課)】

○文化財課長 説明

○質疑

教育長	表にある策定委員会の第1回は4月と書いているが、5月ではないか。
事務局	委員の選定と日程の調整で5月17日になった。
教育長	作業的には、どこが一番かかりそうか。1年ではなく2年となっている。
事務局	<p>やはり始めの方ではないかと思う。課題はあるので、それに対してどういう考えがあるのかとなった時に、色々な意見が出てくると思うので、それを一つにまとめるのがかなり大変ではないかと思っている。</p> <p>市町村は文化財の保存活用に対して温度差がある。積極的にアイデアを出してくる市町村だけの意見を聞く訳にはいかない、それ以外の市町村からもできるだけ意見を吸い上げて、市町村が動いてもらえるように進めていきたい。</p> <p>これまでは文化財というと、保存・管理に目が行きがちだったが、文化財保護法は、昔から保存と活用が大きな目的に書かれている。そこできちんと保存していきながら、適切な活用をしていく、それが次の時代に文化を継承していくことにつながるという考え方を理解していただいて、作業を進めていくことが重要だと考えている。</p> <p>また、今回の文化財保護法の改正のポイントに、資料1ページの趣旨のところ、下線は入っていないが、2行目の「未指定を含めた」という記載があり、ここが国の思いとして一番のポイントのようである。いわゆる国宝であるとか国の重要文化財などの文化財ではなく、地域に埋もれているとか、引き継がれている文化財を今一度確認して掘り起こして、それを地域で守っていくことに力を入れて行くという思いで、この法律を改正したということ、1回目の会で稲葉委員長が言っていた。</p>

永野委員	<p>まだ価値の認められていないもの、見いだされていないものがどれくらい県内にあるのかは、課の方で把握しているか。</p>
事務局	<p>把握はできていない。西部の方では、地元の文化財を活用した学校の授業や地域活動が行われているが、文化財指定がない市町村がある。そういう所は、活動が先に行っているが、きちんと文化財と位置づけて、なお活動につなげてもらうようにしてもらいたい。</p> <p>あと心配しているのが、民俗芸能関係である。中山間地域の日常の中に非常に溶け込んで残ってきている祭りなど多くあるが、若い人がいないので、祭りそのものの形も変わってきているし、もうできないというところも出てきている。</p> <p>これは全国的な課題で、他県の話だが、県の指定していた文化財を、もう管理できないという理由で指定を解除したという例も出てきている。</p> <p>併せて、この会とは別に、本課では、3年間かけて県内全域を対象に民俗芸能調査を今年から行うことにしているので、大綱の作成と並行して市町村とは絡み合いながら機運を高めていけると思っている。</p>

【報告第4号 旧日本陸軍歩兵第44連隊跡地の保存・活用について (文化財課)】

○文化財課長 説明

○質疑

教育長	<p>一昨日の総務委員会で概要を説明した。議員の方から総務委員会としてここを見に行くという話が出て、跡地を視察しに行くことになった。これから検討会を立ち上げて本格的な議論が進んでいく状況で、その前段としての報告をさせていただいたということである。</p> <p>教育委員の皆さんにも見ていただく機会を設定できればよいと思う。</p>
事務局	<p>近くなので、是非見ていただければと思う。</p>

(5) 議決事項

議決事項 なし